

市役所窓口の開庁時間短縮の試行実施

～業務改善に取り組む時間を確保します～

開庁前に必要な準備や閉庁後に必要な事務処理などの対応を見直すことで、業務効率化・質の高いサービス提供や時間外勤務の縮減を行うため、開庁時間の短縮を試行的に行う。

1 見直しの背景

- (1) 職員の勤務時間と開庁時間が同じ設定であるため、窓口対応に必要な準備や窓口対応終了後の書類整理は勤務時間終了後に行わざるを得ない。
- (2) 勤務時間内に市民サービス向上や業務改善のための取り組みに要する時間が十分に確保できていない。
- (3) コンビニ交付サービスの導入により、夜間や土日等、閉庁時間帯でも住民票の写し等の証明書の取得が可能となっている。
- (4) その他、認定こども園等新規入園申請や放課後児童クラブ入所申請など従来窓口で行われていた手続きについて、オンライン申請の拡充を図っている。

2 目指す姿

- (1) 業務に必要な時間の適正管理
- (2) 市民サービス向上や業務改善のための時間の確保
- (3) 働きやすい職場環境の確保

3 今回の見直しに係る試行内容について

- (1) 試行期間
2025 年 12 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

- (2) 開庁時間
9 時から 16 時 30 分まで（1 時間 15 分短縮）
※現行：8 時 30 分から 17 時 15 分まで

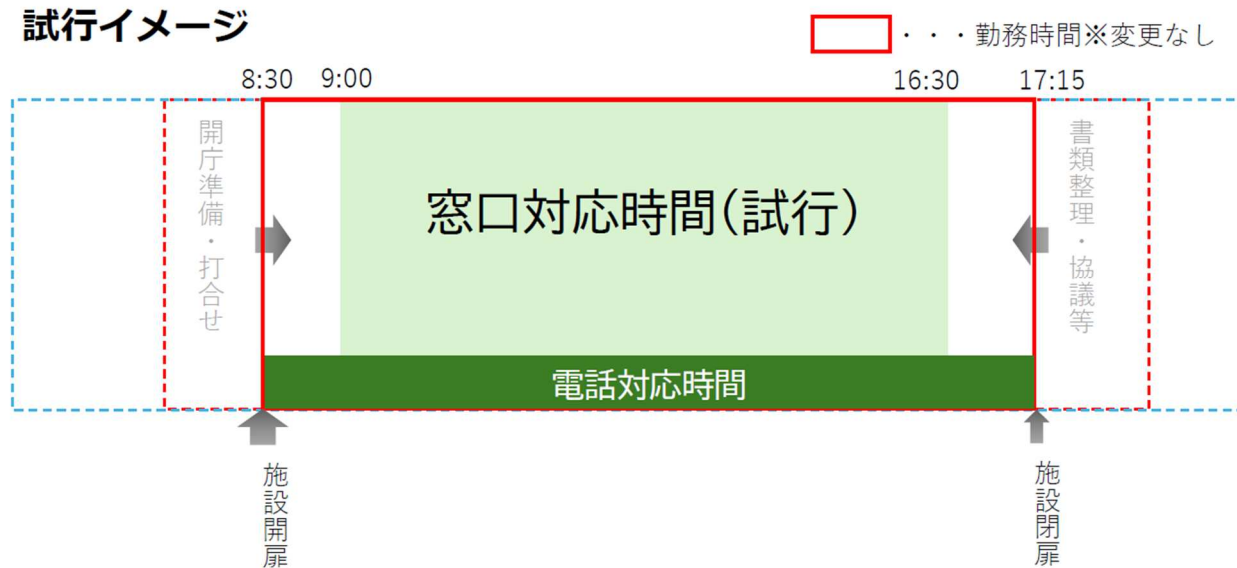
- (3) 対象施設
ア 本庁舎
イ 立野庁舎
ウ 各振興局
エ 上下水道部事務所
オ 消防本部（総務課、予防課のみ）
※コミュニティセンターや文化・体育・観光施設、図書館や学校園などは今回の試行対象外

4 今後の予定

試行終了までに市民サービスの質向上と職員の勤務環境改善の観点で評価を行い、

2026 年 4 月 1 日以降の本格実施の可否を判断する。

試行イメージ



〔問合せ〕 市長公室D X ・ 行財政改革推進課 TEL0796-21-9146（直通）